

【 文化スポーツ部 】

件 名	府内私立学校の保護者会、PTAへの強制加入等について
<p>申立概要 【受理 28.1.22】</p>	<p>府内私立学校の保護者会、PTAについて、実態は強制加入、会費の強制徴収が原則となっており、有無を言わず会費を払わされ、仕事や家事、育児、介護を休んで指示された奉仕を強要される保護者負担、教職員負担が過剰な会になっている。</p> <p>大阪桐蔭高校等の事例もあるとおり、保護者会費、PTA会費等の不正流用等の問題が府内でも存在しているので、現状を調査し府民に公表するとともに、こうした任意活動団体への強制加入、強制徴収を中止するよう私立学校を指導願いたい。</p> <p>また、平成24年5月9日付け文部科学省通知「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適性化についての留意事項等について」が、私立学校に徹底されておらず、相変わらず、強制加入、強制徴収による内部留保や流用等の問題が改善されていないので、この通知以降の指導改善成果を調査願いたい。</p>
<p>確認事項 【通知 28.2.25】</p>	<p>府は、学校教育法及び私立学校法に基づき、所轄庁として府内の私立学校の設立認可や諸届けの受理等に伴う指導及び私立学校振興助成法に基づく補助金交付に係る権限を有しているが、保護者会等の任意組織の運営をはじめ、個別の私立学校の管理運営事項に対しての指導・監督権限は有していない。</p> <p>しかし、認可所轄庁として、学校法人会計の適正な処理について指導・監督する立場から、一部の学校法人における不適切な会計処理事案を受け、各都道府県知事あてに通知された平成27年3月31日付け文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について」を、同年5月20日付けで府所管の各学校法人に送付し、適正な会計処理に努めるよう通知するとともに、同年4月17日に開催された私立中学高等学校校長会においても、注意喚起が行われている。</p> <p>なお、申立てにある平成24年5月9日付け文部科学省通知は、各都道府県の教育委員会に対する通知及び調査依頼であり、私立学校に対するものではない。</p>